○内閣府令第八十号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日　　内閣総理大臣　菅　義偉

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第九号まで、様式第十一号及び様式第十二号中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第四項、第五十一条第五項において準用する第四十九条第四項（第一号に係る部分を除く。）、第五十三条第四項、第六十二条において準用する第四十九条第四項、第六十二条において準用する第五十三条第四項、第六十三条第五項において準用する第四十九条第四項及び第六十三条第五項において準用する第六十二条において準用する第四十九条第四項の規定に基づき、特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日　　内閣総理大臣　菅　義偉

特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から第七号までの様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項並びに対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第三項、第四条第三項、第五条第二項及び第九項並びに第十条第二号の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第二項ただし書及び第四項、第二十八条第二項ただし書及び第四項並びに第三十条第二項ただし書及び第四項を実施するため、対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎